

横浜市による「介護保険事業者の指定申請等を業して行えるのは社会保険労務士のみ」という手引きへの間違った記載及び指導の改善要望書

令和4年8月1日

横浜市長 殿

一般社団法人医業経営研鑽会 会長 西岡秀樹
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-12-9
KSビルNO. 1 三階
TEL 03-6273-2112 FAX 03-5367-6240
電子メール info@kensankai.org

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課は「介護保険法に基づく各種申請、届出等についての書類の作成や届出業務について、業として行えるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみ」としているが、介護保険法に基づく各種申請、届出等についての書類の作成や届出業務（以下、介護保険事業者の指定申請等という）は社会保険労務士法第2条第1項1の3の事務代理に含まれておらず、社会保険労務士の独占業務ではない。

詳しい根拠は同封した別紙「介護保険事業者の指定申請等が社会保険労務士の独占業務でない根拠」に書いてある通りである。

社会保険労務士法において介護保険事業者の指定申請等は社会保険労務士の独占業務でないことは明確であり、早急に「業として行えるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみ」という手引きへの間違った記載及び指導を改善するとともに、改善したことをウェブサイトなどで公表することを要望する。

【参考】横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課
「指定申請の流れについて」【2022年6月1日～2023年6月1日指定用】

※介護保険法に基づく各種申請、届出等についての書類の作成や届出業務について、業として行えるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみです。
社会保険労務士が申請に同行された際には「社会保険労務士証票」もしくは「社会保険労務士会会員証」をご提示いただくこともありますので、ご持参下さい。

なお、別紙「介護保険事業者の指定申請等が社会保険労務士の独占業務でない根拠」にも書いてあるが、横浜市健康福祉局介護指導課に対して平成27年11月2日付で改善を求める文書を提出しているが、本日現在まで改善されていない。

本書到達後も手引きへの間違った記載や指導が引き続き行われ、本団体の会員かどうかに関わらず横浜市が行政書士による正当な介護保険事業者の指定申請等の業務を妨害した事実が発覚した時は、速やかに然るべき法的措置を取ることを予め伝えておく。